平成２５年（フ）第３５４９号
東京都目黒区洗足１丁目６―14―203
債務者　小林　雄介
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５５０号
神奈川県高座郡寒川町倉見928―４―202
債務者　高橋　知子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５５４号
神奈川県厚木市宮の里１丁目１―８―704
債務者　山下　幸二
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５８３号
神奈川県川崎市幸区塚越４丁目320―４―605
債務者　小澤　理恵
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５８５号
東京都墨田区八広２丁目56―14―405
債務者　中山新次郎
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５８８号
東京都台東区東浅草２丁目７―５　第２ナカジマビル301
債務者　杉澤　洋人
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５８９号
東京都台東区東浅草２丁目７―５　第２ナカジマビル301
債務者　杉澤恵里香（旧姓衛藤）
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５９４号
東京都調布市飛田給１丁目36―８―406
債務者　佐藤　文彦
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５９５号
東京都調布市飛田給１丁目36―８―406
債務者　佐藤　美紀
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５９６号
千葉県千葉市美浜区真砂５丁目16―２―708
債務者　渡辺　　満
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５９７号
東京都港区港南１―１―27―701、住民票上の住所東京都目黒区目黒１丁目24―５―202
債務者　新田　幸一
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６００号
東京都世田谷区祖師谷２丁目５―37―207
債務者　久田美和子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６０５号
東京都葛飾区青戸８丁目４―10　タウンハイツ亀有第２号棟306
債務者　竹田　伸也
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６０６号
東京都港区三田１丁目10―11―102
債務者　鶴見周生こと　鶴見　岳生
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６０７号
埼玉県さいたま市浦和区本太１丁目30―６
ＮＰＯ東京サポートセンターコーポ浦和
債務者　戸田きよみ（旧姓萩澤）
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部